

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市看護師緊急確保事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	市内の中核病院の持続的な診療体制を確保し、新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぐことを目的として、一定のキャリアを有する看護師を緊急に確保する費用に対し、補助金を交付する。
補助事業者	看護師で急性期病棟、救急病棟又はこれらに相当する病棟での実務経験を3年以上有し、55歳未満の者をいう。ただし、中核病院への就業前に新潟県厚生連系列の医療機関で従事している者を除く。
補助対象経費	施設見学旅費、面接旅費、就業支度金
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討 佐渡市医療の人材育成及び確保事業補助金
補助金額（定額、上限、下限等）	施設見学旅費5万円上限、面接旅費3万円上限、就業支度金70万円（2年間従事後、更に1年以上継続従事した場合30万円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 市内の中核病院の持続的な診療体制の確保を図るための補助金であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和3年7月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市報、ホームページ等で募集
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115